

前 金	部 分 払
有	一 回

令和 4 年 度
建 整 橋 維 補 第 1 - 2 号

観音橋橋梁修繕詳細設計業務委託設計書

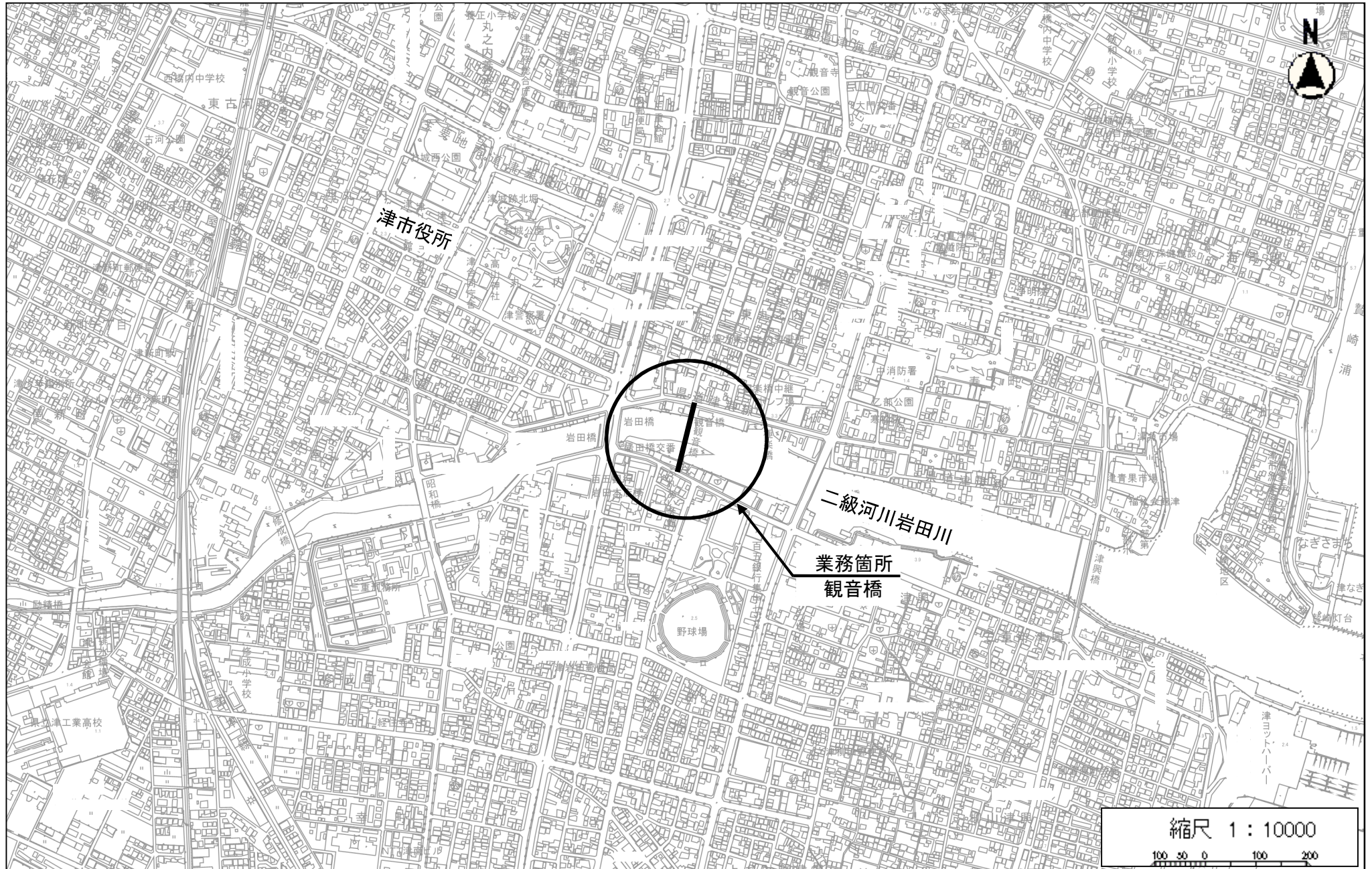
委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書(三重県)及び業務委託監督員の指示による。

津 市
建 設 部 建 設 整 備 課

令和4年度	建整橋維補 第1－2号		業 務 委 託 設 計 書	
委託場所	津市本町及び東丸之内地内		参事（兼）課長	
			検 算 者	
委 託 名	観音橋橋梁修繕詳細設計業務委託		担当主幹	
			担当副主幹	
設 計 額	(うち消費税等相当額)		設 計 者	
履行期間	令和 4年11月30日限り			
長	—	巾	—	
業 務 の 大 要				
橋梁補修設計 1 橋				

位置図

令和4年度建整橋維補第1－2号
観音橋橋梁修繕詳細設計業務委託



業務数量総括表

		業務名	令和 4 年度建整橋維補第 1－2 号 観音橋橋梁修繕詳細設計業務委託	当初	業 種	土木設計業務		
					項 目	橋梁設計		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
橋梁設計				式		1		
橋梁補修設計				式		1		
橋梁補修設計				式		1		
設計計画				橋		1		
現地調査・形状寸法計測			既存設計図書無	橋		1		
鋼橋補修設計			設計計算無 既存設計図書無	橋		1		
共通				式		1		
共通（設計業務）				式		1		

業務数量総括表

		業務名	令和 4 年度建整橋維補第 1 － 2 号 観音橋橋梁修繕詳細設計業務委託	当初	業 種	土木設計業務		
					項 目	共通		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
打合せ等				式		1		
打合せ			初回・中間 2 回・最終	業務		1		
関係機関打合せ協議				機関		1		
直接経費				式		1		
直接経費				式		1		
直接経費				式		1		
調査経費			橋長L=50m以上～100m未満	橋		1		
電子成果品作成費				式		1		

業務数量総括表

		業務名	令和 4 年度建整橋維補第 1 － 2 号 観音橋橋梁修繕詳細設計業務委託		当初	業 種	土木設計業務	
						項 目	直接経費	
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
電子成果品作成費（設計）				式		1		
機械経費				式		1		
点検車運転経費			橋梁点検車	式		1		
安全費				式		1		
交通誘導警備員費			交通誘導警備員B	式		1		
直接原価				式		1		
その他原価				式		1		
業務原価				式		1		

業務数量総括表

		業務名	令和 4 年度建整橋維補第 1 － 2 号				当初	業 種	設計業務
			観音橋橋梁修繕詳細設計業務委託					項 目	一般管理費等
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
一般管理費等				式		1			
設計業務価格				式		1			
消費税相当額				式		1			
業務費計				式		1			

令和4年度建整橋維補第1－2号

観音橋橋梁修繕詳細設計業務委託

数 量 総 括 表

レベル1 : 橋梁設計

レベル1 : 共通

レベル1 : 直接経費

工 事 数 量 総 括 表							
レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
橋梁設計					式	1	
	橋梁補修設計				式	1	
		橋梁補修設計			式	1	
			設計計画		橋	1	
			現地調査・形状寸法計測	既存設計図書無	橋	1	
			鋼橋補修設計	設計計算無 既存設計図書無	橋	1	
共通					式	1	
	共通（設計業務）				式	1	
		打合せ等			式	1	
			打合せ	初回・最終 中間2回	業務	1	
			関係機関打合せ協議		機関	1	
直接経費					式	1	
	直接経費				式	1	
		直接経費			式	1	
			調査経費	橋長L=50m以上～100m未満	橋	1	

工 事 数 量 総 括 表							
レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
		電子成果品作成費			式	1	
			電子成果品作成費（設計）		式	1	
		機械経費			式	1	
			点検車運転経費	橋梁点検車	式	1	
		安全費			式	1	
			交通誘導警備員費	交通誘導警備員B	式	1	

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.1

明示事項（条件及び内容）	
明示項目	
ア 適用図書	☒ 設計業務等委託契約書 ☒ 設計業務等共通仕様書（三重県）【令和3年11月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定 年 月） ☒ 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【令和2年8月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定令和3年7月） ☐ その他（ ）
イ 業務計画等	☒ 契約締結後 14 日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☐ その他（ ）
ウ 成果の提出	☒ 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CAL S 電子納品運用マニュアル【令和3年7月改訂】によるものとする。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☒ 3部 ☐ （ ）部）とする。 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） ☒ 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易フレイスル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 ☒ その他（成果品の取りまとめについて、監督員と調整すること。）
エ 工程関係	☐ 別途業務との工程調整の必要あり （別途業務名： ） ☐ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） ☐ その他（ ）
オ 管理技術者の要件	管理技術者は、（ ☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者）とする。 ☒ 技術士 （ ☒ 建設 部門 鋼構造及びコンクリート 科目、 ☐ 部門、 ☐ 部門・科目を問わない） ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ RCCMの資格保持者 （ ☒ 鋼構造及びコンクリート 部門、 ☐ 部門を問わない） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☒ 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければなら ない。 ☐ その他（ ）
管理技術者のその他要件	☒ 管理技術者のその他要件 ☐ その他（ ）

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.2

明示項目		明示事項（条件及び内容）
カ	照査技術者	☒ 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。
		☐ 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 ()
	照査技術者の要件	照査技術者は、(☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者) とする。 ☒ 技術士 (☒ 建設 部門 鋼構造及びコンクリート 科目、 ☐ 部門、 ☐ 部門・科目を問わない) ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C C M の資格保持者 (☒ 鋼構造及びコンクリート 部門、 ☐ 部門を問わない) ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☐ その他 ()
	照査の実施	☒ 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 ☒ 詳細設計照査要領（国土交通省大臣官房技術調査課監修（平成29年3月版）） ☐ その他 ()
キ	打合せ等	☒ 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 中間打合せ回数は 2 回とする。 ☒ 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 照査技術者については (☒ 設計業務着手時 ☐ 中間打合せ 回 ☒ 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）) の打合せに出席するものとする。
ク	資料の貸与	☒ 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 (・ 令和2年度建整橋補修第1ー10号橋梁定期点検業務委託（その5）)

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.3

明示項目		明示事項（条件及び内容）	
ケ	業務条件	☐	業務条件は下記のとおりとする。 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。
コ	その他	☒	成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。
		☒	設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づき認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。 検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物（設計図面、数量計算書等）の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。
		☒	概算工事費の算出を行うものとする。
		☒	NETISを参照に修繕措置における新技術採用の可否について検討し、結果を監督員に報告を行うこと。 検討結果（従来方法とのコスト縮減等の比較検討結果）については、成果品にとりまとめること。

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときには、契約額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮・依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用しよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあつては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記の内容について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、下記のとおり徹底を図るものとする。 1 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。 2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。 3 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。 4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。 5 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。)であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。 なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。 6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、履行条件・履行方法等に変更の必要があると認めるときは、津市設計業務等委託契約約款第19条(設計図書等の変更)の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。この場合において必要があると思われるときは、履行期間若しくは業務委託料の変更の対象とするものとする。